# 第3次プラン(案)における基本目標等の構成の概要

### 第2次プランの基本目標

#### 基本目標1 男女共同参画社会を実現するための教育・啓発の推進

- (1) 生涯にわたる男女平等教育の推進
- (2) 男女共同参画についての意識改革の推進

#### 基本目標 2 働く場における男女平等の推進

- (1)女性の就労支援
- (2) 働き続けられる環境の整備
- (3) 職業生活と家庭生活の充実

#### 基本目標3 健康の保持・増進と女性の性保護

- (1)健康の保持・増進
- (2) 女性の性保護と母子保健の充実

#### 基本目標 4 男女の自立を支える保健・福祉サービスの推進

- (1) 高齢者の自立の推進
- (2) 高齢者・障害者(児)の保健・福祉施策の充実
- (3)ひとり親家庭の自立の支援

#### 基本目標 5 男女共同参画社会の促進

- (1) 政策・方針決定への女性の参画の促進
- (2) 地域活動への参加の推進

#### 基本目標6 DV被害防止と被害者支援対策<DV対策基本計画>

- (1) DV被害防止に向けた啓発の推進
- (2)被害者に対する救済と支援
- (3)取り組み体制の整備

### 第3次プランの基本目標(案)

#### 基本目標1 男女共同参画社会の実現のための基盤整備

- (1) 男女共同参画についての理解の推進
- (2) 生涯にわたる男女平等教育・学習の推進
- (3) 人権の視点からの性の尊重・正しい理解

#### 基本目標 2 働く場の男女平等と仕事と生活の調和の実現 <女性活躍推進計画>

- (1) ワークライフバランス(仕事と生活の調和)や多様な働き方・生活様式の推進
- (2) あらゆる分野への女性の参画の拡大
- (3) 政策・方針決定の場への女性の登用の推進

#### 基本目標3 すべての人が安心して暮らせる環境の整備

- (1) エンパワーメントへの支援
- (2)様々な困難を抱える人への支援
- (3) すべての人への生涯を通じた健康支援

#### 基本目標4 あらゆる暴力の根絶

- (1) DV被害の予防に向けた取組み **<DV対策基本計画>**
- (2) 相談·支援体制の充実 **< D V 対策基本計画>**
- (3) あらゆる性暴力への対策推進

## 第3次プラン案で新たに記載、変更した主な項目

### 基本目標1の(3) 人権の視点からの性の尊重・正しい理解

旧来からの役割分担意識の解消等に関する項目に加え、LGBTQ、性的マイノリティ等、性に関しての新たな考え方が普及していることを踏まえて、項目を記載

### 基本目標2 働く場の男女平等と仕事と生活の調和の実現

女性活躍推進法において市町村推進計画を定めるよう努める、とされていることを踏まえ、第2次プランの「基本目標2 働く場における男女平等の推進」と「基本目標5 男女共同参画社会の促進」をひとつにまとめて第3次プランでは基本目標2として、これを「女性活躍推進計画」と位置づける。

### 基本目標3 すべての人が安心して暮らせる環境の整備

第2次プランの「基本目標3 健康の保持・増進と女性の性保護」と「基本目標4 男女の自立を支える保健・福祉サービスの推進」を、内容が比較的近い部分があるためひとつにまとめ、さらにエンパワーメントといった新たな考え方に基づく項目を設け、第3次プランの基本目標3とする。

### 基本目標4の(3) あらゆる性暴力への対策推進

第2次プランにおいてもセクシャルハラスメントについての記載はあったが、意識調査の結果からすると、どこにも相談できていない潜在的なセクシャルハラスメント被害、性暴力・性犯罪被害があると考えられることから、対策をより明確に進めるため、項目を記載